

介護職における生活支援技術の職務内容（資格枠組み）の 階層化に関する予備的研究

吉田志保¹⁾ 小林桂子²⁾ 半田仁³⁾
齊藤美由紀⁴⁾ 崔金花⁵⁾ 川廷宗之⁶⁾

¹⁾ 佐野日本大学短期大学

²⁾ 三幸福祉カレッジ

³⁾ 職業教育研究開発センター 客員研究員

⁴⁾ 日本福祉教育専門学校

⁵⁾ 職業教育研究開発センター

⁶⁾ 大妻女子大学・名誉教授 職業教育研究開発センター・センター長

Preliminary research on the stratification of job content (qualification framework) of life support technology in long-term care workers

Yoshida Shiho¹⁾ Kobayashi Keiko²⁾ Handa Hitoshi³⁾
Saitou Miyuki⁴⁾ Sai Kinka⁵⁾ Kawatei Motoyuki⁶⁾

¹⁾ Sano Nihon University College

²⁾ Sanko Welfare College

³⁾ Development and Innovation Center for Vocational Education and Training Visiting researcher

⁴⁾ Japan Welfare Education College

⁵⁾ Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

⁶⁾ Professor Emeritus, Otsuma Women's University

Director of Research, Development and Innovation Center Vocational Education and Training

Abstract : It is necessary to analyze the work of long-term care staff and differentiate their functions according to their careers and specialties.

In this research, we focused on “life support technology” and created a qualification unit framework (draft) (hereinafter referred to as RQF) for long-term care and welfare professionals.

RQF was created by dividing from level 1 to level 8.

As a result, it became clear that there was almost no difference in the educational content in the referenced materials, and that the educational content was not changed step by step in a consistent manner.

Key Words : Qualification Credit Framework (RQF), European Qualifications Framework (EQF), Life support technology, Long-term care business analysis, Care workers

要旨 : 介護職員の業務分析をおこない、キャリアや専門性に応じた機能分化をおこなうことが必要となる。本研究では「生活支援技術」に着目し、介護福祉専門職の資格単位枠組み（案）（以下 RQF）を作成したものである。

レベル1からレベル8に分け RQF を作成した。その結果、参考にした資料における教育内容の違いがほとんど

なく、整合性をもって段階的に教育内容を変えていない現状が明らかとなった。

キーワード：資格単位枠組み（RQF）、欧州資格枠組み（EQF）、生活支援技術、介護業務分析、介護職

1. はじめに

急速な高齢化や国民の生活ニーズの多様化に伴い、介護専門職には対人ケアサービスの中核的役割が期待される。

その一方で、厚生労働省が集計している一般職業紹介状況（令和3年2月）における全職業の有効求人倍率が1.09倍であるのに対し、介護職は3.70倍と高い倍率であり、人出不足が深刻化している。

そのため国が打ち出している政策として、介護職員の専門性や役割が不明確で混在していた従来の「まんじゅう型」から、専門性を明確化・高度化（階層化）して求められる質とキャリアパスを構造化した「富士山型」への転換が図られている。

また介護職員における外国人労働者の増加も見られ、グローバルな視点や人材活用が今後必要となっている。

現在、介護職員における資格制度は、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修、実務者研修、国家資格である介護福祉士となっている。

そのうち、介護保険の訪問介護サービスのうち、生活援助を専門におこなうための資格が生活援助従事者研修である。

現状ではそれ以外の介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士については、現場での職務内容に明確な違いはなく、また教育内容も、介護福祉士養成テキストをベースに一部抜粋した内容となっており、体系立てがなされていない。

2. 研究目的

国が介護職員の業務内容の階層化を打ち出し、介護福祉士の専門性をさらに高める目的で創設された民間資格に、2015（平成27）年度より開始された「認定介護福祉士」があるが、対象は介護福祉士資格取得者に限定され、教育内容は個人の実践力向上に重きが置かれており、国際的観点や事業経営などの点は考慮されていない。「認定介護福祉士」が発足後5年間の資格取得者数は、2020（令和2）年7月現在で60名であり、類似した経緯で2012（平成24）年

に創設された「認定社会福祉士」の2020（令和2）取得者数（954名）に比べて修了者数は少なく、基礎資格取得者数に対する取得者の割合も、著しく低い。（介養協「専門職としての『（仮称）管理介護福祉士』の養成」（平成26年・27年度）など）

日本の介護における人材確保や養成カリキュラムの再構築など、解決すべき課題も多い中、介護をめぐる中国やASEANなどの国際的な動きは大変スピードが速い。世界に先駆けて介護福祉士制度が創設されてから30余年を経ているが、その教育内容や資格制度は、世界に通用するグローバルなものとはなっていない。そのため、日本の介護福祉士を専門職としてより高度化するとともに、グローバルな視点で評価・認識されるためには、日本の介護福祉士課程を、欧州資格枠組み（以下EQF）を念頭に構築する必要がある。

EU諸国がこのEQFの基準に照らして自国の職業資格教育を整備し、EUでの専門職の移動が可能となっていることから、日本モデルをグローバル化する機会でもあり、日本、アジア、EUにおける専門職移動がより進展することに資すると考える。

このような観点から、本研究ではEQFとの対比などを含め国際的通用性も考慮した日本での介護福祉専門職の職務体系構築を目指し、介護福祉専門職の資格単位枠組み（以下RQF）、中でも介護福祉士養成カリキュラムに取り入れられ、重要な介護分野である「生活支援技術」に着目し、RQFの研究開発を進めようとするのが目的である。

3. 研究方法

わが国における介護福祉専門職の人材不足は深刻な問題である。RQFを構築し、活用することで、介護業務の効率化や介護人材不足が解消されるのではないかと、という仮説をもとに以下の視点で、RQFを考察する。将来的には、日本の介護福祉士課程をEQFのフレームワークを念頭に介護福祉専門職の職務体系の構築を目指す。

まずは、RQFを作成・活用に向けて、

- (1) 「介護の業務分析」「介護の職務分析」「介護の業務分析評価方法」、に関する文献研究
- (2) 「福祉基盤課福祉人材確保対策室」、「職務分析実施マニュアル」、「職業能力評価基準」「プロフェッショナルキャリア介護段位制度」に関する先行研究調査を行い現状の整理をする。
- (3) 生活支援技術に焦点化し、「生活支援技術の資格枠組み（案）」を明示する。

4. 生活支援技術の目的と内容

介護福祉士養成施設の教育課程や各種介護研修において、「生活支援技術」は必修科目として教育カリキュラムに組み込まれており、多くのテキスト教材が出版されている。しかし、そこでは「生活支援とは何か。」については触れているものの、介護福祉士をはじめ介護に従事する者（以下、「介護従事者」という。）が行う「生活支援技術の目的」について、改めて定義づけている文献は少ない。そこで、我々は、RQFを作成するにあたり、その前提として、介護従事者が担う「生活支援技術の目的とその根拠」を明確にするとともに、介護従事者を養成する立場にある者がこれらを再確認することが重要であると考へ、その検討を行った。

その結果、我々が定義する「生活支援技術の目的」は、日本国憲法第13条の条文を根拠とし、介護を受ける一人ひとりの利用者の「幸福の追求」を行うことこそが、それに値すると結論づけた。

日本国憲法第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

日本国憲法第13条前段では、「個人の尊重」を最高の人権価値とし、同法第13条後段では、「生命、自由及び幸福追求の権利」を保障しているものである。これは、すべての国民は、自分の幸福はそれぞれの価値観に基づいて幸福を追求してよいということである。つまり、「介護を受ける一人ひとりの人権を最大限に尊重し、幸せな生活の実現を目指す。」これこそが、生活支援技術の目的である。

また、RQFを作成する上で、competence（能力）、knowledge（知識）、skill（技術）、この三つのそれぞ

れの領域において、「介護と看護の違い」および「介護と家政婦（家族介護）」の違いを明確に区別することが重要であるとし、「介護しかできない技術」として、次の四つの内容にまとめた。1）利用者の残存能力の活用、2）根拠に基づく介護、3）個別ケアの実践、4）レクリエーション（日常生活の内容充実）の視点の四項目である。1）は、自立支援の原則に基づき、利用者の心身の状態に応じた声掛けを行い、残存能力を引き出し（新たな可能性を見つけだし）、それを活用した介護技術である。残存能力を活用した介護技術は、利用者のADLと予後を左右することにも影響を及ぼす重要な技術である。2）は、なぜその順番で、その介護方法で介護を行うのか、介護計画に位置付けたその理由や根拠を説明できる技術である。それは、これまでずっとこのような方法で行ってきたからという理由や、何となくこの方法でやってみようという勘で行う介護とは大きく異なり、根拠に基づく介護は、介護方法の目的や意味を納得した上で、利用者へ安全、安楽な介護を提供できることになり、これこそが“介護の専門的技術”といえる。3）は、たとえ同じ疾病や障害であっても、一人ひとりの心身の状態や生活状況、その人を取り巻く環境はすべて異なる。また、同じ利用者であっても、日によって状態は異なり、日内変動もある。たとえば、食事介助において同じメニューを提供する場合であっても、その日の状態を把握し、状態に応じて食事形態や介助方法を変える技術が必要となる。このように、常に変化する利用者の状態や状況をアセスメントし、判断し、適切な個別ケアの実践へと繋げる技術は、介護にしかできない技術といえる。4）は、生活の楽しみへの視点である。利用者の日々の生活に、生きる意欲や生活への活力をもたらすための支援は、非常に大きな意味をもつ。身体的変化と心理的变化を伴う高齢者や障害者にとって、単に出来ないことを支援してもらっただけでは、その人の生きる意味や生活の価値が見失われてしまうことにもなり得る。レクリエーションの視点は、利用者の心身機能の改善や維持のみならず、日々の楽しみや生きがいを生み出し、自分らしい生活ができていくかどうかといった視点が必要である。それは、QOLの向上と個人の幸福に直結するものであり、介護にしかできない技術といえる。

以上、四つの内容を competence(能力)、knowledge(知識)、skill(技術)のそれぞれの領域において、介護専門職のみが行える技術として、看護と家政婦(家族介護)が行う技術と明確に区別し、RQFの作成を行うことが重要であることを確認した。

さらに、1947年に採択された世界保健機関(WHO)憲章では、前文において「健康」を次のように定義している。

世界保健機関憲章前文(抜粋)

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいう。

介護従事者が生活支援技術を提供する利用者は、何らかの理由によって身体的又は精神的に介護を必要とする者である。その利用者を一般的に認識されている健康の定義“病気がないから健康である”といった概念から捉えてしまえば、生活支援技術の利用者はみな健康とは言えず、また、「健康ではないから幸せでない。」といった観念に陥ってしまう。

したがって、我々は、WHO憲章で定義されている健康(肉体的・精神的・社会的)に近づくための生活支援技術を提供していくことが最も重要であり、それは、日本国憲法第13条の「幸福の追求」の実現を果たすことにつながり、それこそが生活支援技術の目的であると結論づけた。

5. 先行研究

(1) 「介護の業務分析」「介護の職務分析」「介護の業務分析評価方法」に関する先行レビュー

「CiNii Articles 国立情報学研究所 学術情報ナビゲータ」で、「介護の業務分析」「介護の職務分析」「介護の業務分析評価方法」を検索語とした。その結果「介護の業務分析」については4件が該当した。

そのうち、2件はともに療養環境を視点とした建築領域の論文であり、介護における業務分析とは合致していない。また残りの2件については、本研究のメンバーである半田ら¹⁾及び吉田ら²⁾による研究であった。

また「介護の職務分析」については、半田ら¹⁾及び吉田ら²⁾による研究の2件のみであった。なお、「介護の業務分析評価方法」については、0件であ

り、検索した結果該当する論文はなかった。(2021年5月1日)

半田ら¹⁾の先行研究では、介護業種における「業務分析」「機能分化(昨日分析)」「職務分析」に関する方法について、資料及び報告書に対してレビュー調査をおこなった。

その結果、新たな取組例に「取組と目標に対する自己評価シート」が示され都道府県の役割として公表されている。しかし、すでに公表されている「パート対応を含めた職務分析マニュアル」及び「職業能力評価基準ポータルサイト職業能力評価基準」との関連が見いだせていないという問題点が示唆されていた。

また吉田ら²⁾による先行研究では、介護の周辺業務を担う「介護助手」について、ハローワークインターネットサービスにおける求人から、現状と課題を分析していた。人材の有効活用のために必要な「介護助手」は重要であるが、その反面、「介護助手」の区分での求人でも、身体介護を伴い、未だ「介護助手」の定義が定まっておらず、介護職員との業務内容のすみわけが想定されていない現状が明らかとなった。

(2) 「福祉基盤課福祉人材確保対策室」、「職務分析実施マニュアル」、「職業能力評価基準」「プロフェッショナルキャリア段位制度」に関する先行研究調査

半田ら¹⁾は、敬心・研究ジャーナル第3巻第1号の中で、厚生労働省の資料³⁾から、「介護職機能分化等推進事業」の活用について」を取り上げている。資料では、『生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要であり、平成31年度予算(案)においては、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する「介護職機能分化等推進事業」の推進を進めている。

また半田ら¹⁾は、「パートタイム労働者の能力をより有効に発揮してもらうための方法」として、厚

生労働省の「職務分析・職務評価導入支援サイト」より、「職務分析実施マニュアル」⁴⁾を取り上げている。

その中で、パート社員に対し、職務内容と責任の程度を明らかにした「職務説明書」を示す事で、職務の内容を考慮した根拠ある待遇であることを説明できるとしている。

次に半田らは¹⁾、「職業能力評価基準ポータルサイト」⁵⁾を取り上げている。

その中で、介護に関しては、「在宅介護業」及び「施設介護業」の職業能力評価基準が公開されていた。

なお、内閣府による実践キャリア戦略としての成長分野でのキャリア段位制度の開発⁶⁾がある。介護分野では、介護プロフェッショナルとして、エントリーレベルからトップ・プロレベルまでの7段階で評価している。わかる（知識）とできる（実践的スキル）の両面で評価している。なお、介護プロフェッショナル段位制度は、内閣府平成26年度まで内閣府補助事業として構築された後、平成27年度から厚生労働省に移管の上、「介護職員資質向上促進事業」として引き続き実施されている。

6. 生活支援技術に焦点化し、「生活支援技術の資格枠組み表（RQF）（案）」の作成

(1) 生活支援技術の資格枠組み表（RQF）案作成の手順として、レベルをレベル1～8に分類した。

参考にしたレベル区分内容として、レベル1（参考）無資格・初心者、レベル2（参考）無資格・レベル1の経験数カ月程度、レベル3（参考）・何らかの介護研修終了・レベル2の経験1～2年以上、レベル4（参考）介護福祉士国試受験資格保持者、レベル5準学士レベル（介護福祉士レベル）、レベル6（学士レベル）、レベル7（修士レベル）、レベル8（博士レベル）とした。

その上で、能力（コンピテンス）「多少の自律性を伴う監督下での仕事または学習」、知識（ナレッジ）「ある分野の仕事または学習についての基本的事実の知識」、技術（スキル）「任務を遂行するための関連情報を利用でき、単純な規則と道具を用いて日常的な問題を解決できる、基本的な認知と実践的なスキル」の3つについて検討し、RQF（案）を作成し

た。なお検討にあたり、参考にした資料は以下の通りである。

- ・介護福祉士養成課程 教育方法の手引き
- ・厚生労働省社会・援護局。実務者養成施設の介護過程等の教育内容における留意点について
- ・介護保険最新情報 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）の一部改正について Vol 636 厚生労働省老健局振興課
- ・介護職員初任者研修テキスト
- ・介護福祉士実務者研修テキスト
- ・介護福祉士養成講座「生活支援技術Ⅰ～Ⅲ」テキスト
- ・介護プロフェッショナルキャリア段位制度

なお本研究では、生活支援技術を、①利用者の残存能力の活用、②根拠に基づく介護、③個別ケアの実践、④レクリエーション（日常生活の内容充実）の4つの視点を持った介護にしかできない技術と定義した。

また、家事介護技術とは、利用者の居宅で提供される家事に関する専門的支援技術。具体的内容として、掃除、洗濯、ベッドメイキング、衣服の整理・被服の補修、一般的な調理、配膳・下膳、買い物、薬の受け取りと定義した。

(表1) 生活支援技術に焦点化し、「生活支援技術の資格枠組み表 (RQF) (案)」

レベル	高等教育	能力 (コンピテンス)	知識 (ナレッジ)	技術 (スキル)
レベル 8	博士レベル	<ul style="list-style-type: none"> ○介護に関する様々な側面に関し、中長期的かつ原理的かつ総合的な研究開発を行い、その成果を社会実装の結び付けるべく、国際的な活動を含め、中長期的政策提言等を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障の関する専門的知識 ○介護に関する原理、制度、技術の基本原則などに関する専門的知識 ○業務計画の作成、業務マネジメント、政策立案や執行に関する専門的知識 ○「介護」及び関連領域（ソーシャルワーク・看護・家政・レクリエーション・など）に関する基本的知識。 ○研究開発に関する専門的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究報告及び成果を国内外へ発信 ○多数の事例に向け、政策を含めた提言の実施
レベル 7	修士レベル	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な介護の生活支援技術や、日々の生活に楽しみを提供するレクリエーション技術に対し研究開発を行い、日々の実践に活かせる様に学会等で発表すると共に、当面の政策課題としても提言することができる。 ○様々な障害や疾病を抱える要介護者の介護を含む困難事例に関し、適切な介護が行える。又、助言・指導を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障の関する基礎的知識 ○介護に関する原理、制度、技術の基本原則などに関する基本的知識 ○業務計画の作成、業務マネジメント、に関する基本的知識 ○「介護」及び関連領域（ソーシャルワーク・看護・家政・レクリエーション・など）に関する基礎的知識 ○研究開発に関する基本的知識 ○ハイレベルの他者理解につながるコミュニケーションに関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究報告を国内外へ発信 ○困難事例に向けた、適切な助言・指導の実施
レベル 6	学士レベル	<ul style="list-style-type: none"> ○少人数のチームリーダーとして、日常的業務やレクリエーションに関し多職種との連絡調整を行うことができる。 ○上司を補佐しつつ、生活支援技術に関して後進スタッフのOJTを行うことができる。 ○様々な状況に関し、適切な報告を記述できるとともに、事例研究等で根拠を踏まえた意見を出すことができる。 ○利用者の心身の状況と社会生活環境をアセスメントし、個別性に応じた生活支援技術の提供が実施できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○OJTに関する基本的知識 ○人材育成や自己研鑽に関する基本的知識 ○組織におけるチームマネジメントに関する基本的知識 ○リーダーシップやフォローアップに関する基本的知識 ○事例研究に関する基本的知識 ○介護過程に関する専門的かつ実践的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護過程に基づいた、現状報告及び成果をチーム内外へ発信 ○意図的なコミュニケーション技術を活用し、利用者の日々の状況に合わせ、援助内容決定実施
レベル 5	準学士レベル (介護福祉士レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の残存能力を活用した自立に向けた個別介護や利用者に応じた個別のレクリエーションが提供できる。 ○上司の指示を踏まえて少人数のチームリーダーとして、日常業務に対し指示や記録業務ができる。 ○人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践ができる。 ○生活の継続性を支援する観点から、利用者が個々の状態に応じた生活を自立的に行うための支援ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○心身状況に応じた自立に向けた生活支援技術に関する専門的知識 ○ICFに関する基本的知識 ○介護過程に関する実践的知識 ○ボディメカニクスの原理（活用の視点）に関する基本的知識 ○心身の状況に応じたコミュニケーション技術に関する専門的知識 ○心身の状況に応じたレクリエーションに関する専門的知識 ○人生の最終段階にある人や家族に対する支援の知識 ○組織におけるリーダー的役割に関する基本的知識 ○チームマネジメントに関する基本的知識 ○記録・報告・連絡・相談に関する基本的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録活用による現状報告、連絡、相談をチーム内にて共有管理 ○利用者の状況に合わせ、残存能力の活用を考慮した、見守り、一部援助、代行の援助内容決定 ○家族も含めた終末期に合わせた援助の展開

レベル 4	(参考) 介護福祉士 国試受験資格 保持者	<ul style="list-style-type: none"> ○介護技術や家事介護技術を修得し、根拠に応じた、生活支援技術が提供できる。 ○利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具の活用、環境整備を行うことができる。 ○生活の楽しみを提供するレクリエーションの補助業務を行える。 ○終末期についての介護技術の基本を習得している。 ○基礎的な記録業務をおこなうことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自立に向けた生活支援技術に関する専門的知識 ○ICFに関する基本的知識 ○介護過程に関する基本的知識 ○ボディメカニクスの原理（活用の視点）に関する基本的知識 ○心身の状況に応じたコミュニケーション技術に関する専門的知識 ○レクリエーションに関する基本的知識 ○終末期の介護に関する基本的知識 ○チームケアに関する基本的知識 ○記録・報告・連絡・相談に関する基礎的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録を活用し、チーム内にて現状報告、連絡、相談 ○レクリエーションを含め、利用者の状況に合わせた日常生活の内容充実のための援助の展開 ○介護過程を意識した意図的なコミュニケーション技術を活用し、利用者の状況に合わせ、見守り、一部援助、代行の援助内容提案 ○終末期に合わせた援助の展開
レベル 3	(参考) ・何らかの 介護研修終 了・レベル 2の経験1 ～2年以上	<ul style="list-style-type: none"> ○上司やリーダーからの指示に基づき、日常的な生活支援技術の提供ができる。 ○基礎的な生活支援技術や家事介護技術を修得し、安全・安心を提供できる介護ができる。 ○居住環境整備の重要性について理解し実施できる。 ○実施したケアや気が付いた事について報告・連絡・相談ができる。 ○自分がおこなったケアについて記録することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援技術（環境整備含む）に関する基本的知識 ○ボディメカニクスの原理に関する基本的知識 ○コミュニケーション技術に関する基本的知識 ○チームケアに関する基礎的知識 ○報告・連絡・相談に関する基礎的知識 ○ケア実施後の記録に関する基礎的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録を活用した現状報告、連絡、相談 ○適正温度・湿度、灯りや音を含めた生活環境整備 ○介護過程を意識した意図的なコミュニケーション技術を活用 ○ボディメカニクスを活用した身体介護を含め、利用者の状況に合わせ、見守り、一部援助、代行の基礎援助実施
レベル 2	(参考) 無資格・レ ベル1の経 験数カ月程 度	<ul style="list-style-type: none"> ○介護に関する利用者との基礎的コミュニケーションができる。 ○基本的な（利用者のやり方に合わせた）生活環境整備ができる。 ○上司やリーダーの指示に基づいて、利用者へ直接触れない介護の補助業務ができる。 ○基本的な家事援助の提供ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーション技術に関する基礎的知識 ○家事援助業務に関する基礎的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の状況を含めた現状報告、連絡、相談 ○家事に関し、利用者の状況に合わせ、見守り、一部援助、代行の実施
レベル 1	(参考) 無資格・初 心者	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者や他の職員に対し、挨拶ができる。 ○上司からの指示通り、指定場所の掃除や居住環境の整備ができる。 ○指示された内容以外にも、やってはいけない行動（利用者の安全を損ねたり、不快にさせる行動など）を行わない。 ○指示のもと、日常的な介護を実施するための事前準備や後片付けができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活上のマナーに関する基礎的知識 ○掃除や居住環境の整備に関する基礎的知識 ○介護を実施するための事前準備、後片付けの基礎的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ○挨拶を含めた日常生活マナー ○掃除を含め、指示に合わせた日常生活の継続支援 ○記録（掃除の実施者・食事チェック表・排泄チェック表等）を含めた現状確認及び報告

7. 考察

実際に、生活支援技術の資格枠組み表（RQF）案を作成するにあたり、参考にしたテキストや要項等の資料では、資格によって大きな差はなく、当初想定していたように、介護福祉士養成テキストから一部抜粋してものが介護職員初任者研修や実務者研修のテキストに使用されていた。

このことから、日本における介護職員の資格制度については、教育内容の違いがほとんどなく、整合性をもって段階的に教育内容を変えていない現状が明らかとなった。

また、生活支援技術の資格枠組み表（RQF）案の中身については、それぞれのレベル段階において、詳細な一つひとつの生活支援技術の内容を盛り込む

よりも、実際に現場で利用しやすいように、それレベルでの、持つべき能力、知識、技術について列挙した。

その反面、今後はこれにプラスして別表として、具体的な生活支援技術についても、資格枠組みを作ること、現場で実際にチェックし、活用することができるのではないかと考える。

8. 研究の限界と今後の課題

本研究においては、RQF（資格枠組み）を活用することで、介護業務効率化や介護人材の不足を解消できるのではいか、という仮説をもとに資格枠組みの活用に向けて、「介護を受ける一人ひとりの人権を最大限に尊重し、幸せな生活の実現を目指す。」介護の目的ともいえる「生活支援技術」に焦点化し考察を述べた。

RQFを一般化していくためには、教育と職業（介護実践）との融合を図る必要がある、そこに大きな意義がある。しかし、その点において本研究は、介護実践の場への調査研究にまで至っておらず、資格枠組みの現状の考察にとどまっている。よって今後、介護実践の場への調査が必要であり、今後の研究課題としたい。そして将来的には、日本の介護福祉士を専門職としてより高度化し、グローバルな視点で評価・認識されるために、EQFのフレームワークを念頭に介護福祉専門職の職務体系の構築を目指す必要がある。

引用文献

- 1) 半田仁、吉田志保、小林桂子、齊藤美由紀、川延宗之：「介護業務の分析及びその階層化に関する予備的研究2」。敬心ジャーナル、2019、第3巻第1号、pp107-pp113
- 2) 吉田志保、半田仁、小林桂子、齊藤美由紀、川延宗之：「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究1」。

敬心ジャーナル、2019、第3巻第1号、pp.99-pp.105

- 3) 厚生労働省 福祉基盤課福祉人材確保対策室、社会・援護局関係主管課長会議資料、資料、2019、pp.11、参考資料1-11
- 4) 厚生労働省、職務分析実施マニュアル、2015。
- 5) 厚生労働省、職業能力評価基準ポータルサイト職業能力評価基準 在宅介護業、施設介護業
- 6) 厚生労働省、「介護職員資質向上促進事業」介護プロフェッショナルキャリア段位制度

参考文献

- 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会。介護福祉士養成課程新カリキュラム教育方法の手引き。2019.3
厚生労働省社会・援護局。実務者養成施設の介護過程等の教育内容における留意点について
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/795012.pdf>
- 介護保険最新情報 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）の一部改正について Vol 636厚生労働省老健局振興課
- 太田貞司、上原千寿子、白井孝子編、「介護福祉士実務者研修テキスト」第2巻 介護I 第2版、中央法規出版—介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、2020年3月刊行
- 太田貞司、上原千寿子、白井孝子編、「介護職員初任者研修テキスト」第1巻 第3版、中央法規出版 介護のしごとの基礎、2020年9月刊行
- 太田貞司、上原千寿子、白井孝子編、「介護職員初任者研修テキスト」第2巻 第2版、中央法規出版 自立に向けた介護の実践、2020年9月刊行
- 介護福祉士養成講座編集委員会編、最新 介護福祉士養成講座 6「生活支援技術I」、2019年3月刊行
- 介護福祉士養成講座編集委員会編、最新 介護福祉士養成講座 7「生活支援技術II」、2019年3月刊行
- 介護福祉士養成講座編集委員会編、最新 介護福祉士養成講座 8「生活支援技術III」、2019年3月刊行
- 厚生労働省、「介護職員資質向上促進事業」介護プロフェッショナルキャリア段位制度

受付日：2021年5月10日